

重度心身障害者医療費支給制度について

医療助成課 224・6195

身体障害者手帳1〜4級(4級は本人の市区町村民税が非課税の方)、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者または後期高齢者医療広域連合による障害認定者などを対象に、保険診療による一部負担金などの医療費を助成しています。

ただし、平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方は対象外です。また、精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした方の精神病床への入院費用は対象外です。

助成には、受給資格の登録が必要です。まだ登録をしていない方は、障害の程度を証明するもの(身体障害者手帳等)・健康保険証・本人名義の振込先口座が分かるもの・印鑑・マイナンバー確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)またはマイナンバー(個人番号)カードを持参し、同課(本庁舎2階)で手続きをしてください。身体障害者手帳4級で、市が課税状況を確認できない方は、当時住民登録をしていた自治体の(非)課税証明書が必要です。支払った一部負担金の助成を受け

るには、川越市重度心身障害者医療費支給申請書・領収書の原本を、医療助成課、市民センターまたは南連絡所に提出してください(郵送可。郵送の場合は、〒350・8601川越市役所医療助成課)。申請書は、申請先で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合は、支払日から5年経過すると助成を受けることができなくなります。

マイナンバー通知カードの廃棄期日が迫っています

市民課 224・5744

郵便物の転送の手続きをしている場合や、郵便局の保管期間を経過した場合、通知カードは市役所に返戻されます。市役所では、原則3か月間保管し、その後廃棄します。

平成27年12月末日までに市役所に返戻された通知カードの保管期間は3月末日までです。廃棄後の通知カード交付には、再交付手数料がかかります。お早めに受け取りをお願いします。

なお、やむを得ない理由により保管期間内に受け取ることができない場合は、期間を延長することができます。市民課までご相談ください。

年度替りの時期は窓口が大変混みあいます

市民課 224・5742

3月中旬から4月上旬の年度替りの時期は、転入や転出などの届け出が多く、窓口が大変混雑します。市民課や南連絡所は、待ち時間が長くなるのが予想されます。住民票や戸籍に関する届け出は、お近くの市民センターでも受け付けてできます。市民センターの場所は、市ホームページ・川越市民のしおりでご確認ください。

*証明センターでは、証明書の発行のみ受け付けできます。転入・転出などの手続きはできません。

第2・第4土曜日は開庁しています

3月の土曜開庁日は、12日と26日です。

開庁時間：午前8時30分〜正午

開庁場所：市民課(本庁舎1階)・収税課(本庁舎2階)・南連絡所

開庁窓口	取り扱い業務
市民課	住民異動に関する届け出(転出・転入・転居・世帯変更など)、戸籍に関する届け出(婚姻・出生・離婚・死亡・転籍など)、印鑑登録、市民カードに関する手続き、住民票の写しの交付、戸籍の全部または個人事項証明書(戸籍の謄本または抄本)・身分証明書の交付、印鑑登録証明書の交付、通知カードの受け取り(市民課のみ)
南連絡所	*戸籍の届け出や住民異動届の受け付けなど他の市区町村などに問い合わせが必要な場合は、当日の証明発行はできません。 課税・所得・非課税証明書の交付 *営業証明書の取り扱いはできません。 納税証明書の交付
収税課	固定資産税に関する証明書の交付 *住宅用家屋証明書、固定資産家屋課税台帳登録証明書(所在証明)の取り扱いはできません。 市税(国民健康保険税を含む)の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談

中小企業向け融資

産業振興課 ☎224・5934

市内の中小企業に、経営の安定や設備の充実等に必要な資金の融資あつ旋をしています。一部対象とならない業種がありますので、事前に確認してください。申し込みには、取扱金融機関の事前調査が必要です。

- ① 特別小口無担保無保証人融資・中小企業一般貸付融資
限度額1250万円以内。
- ② 中小企業中口事業資金融資
限度額3000万円以内。
- ③ 中小企業認証等取得資金融資
ISOなどの認証取得資金が必要な事業主。
- ④ 新規創業者支援資金融資
市内で創業しようとする方。
- ⑤ 小規模企業者セーフティ融資
限度額500万円以内。

期間入札による不動産公売

収税課 ☎224・5694

市が執行する期間入札により次の不動産を公売します。

詳しくは、収税課(本庁舎2階)で配布する「不動産公売案内」または市ホームページをご確認ください。
物件：大字鯨井新田の土地付き建物
(敷地面積177・92㎡)

入札期間：2月29日(月)～3月7日(日)
会場：収税課

市民税課からのお知らせ

☎224・5637

軽自動車等の手続きはお早めに

軽自動車・原動機付自転車・二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税がかかります。廃棄や譲渡ですでに所有していない、登録内容に変更がある場合は、基準日まで各窓口で手続きをしてください。手続き内容により持ち物が異なります。詳しくは各窓口にお尋ねください。
*平成28年度から税率が変更となります。詳しくは、5月10日発行予定の広報川越または市ホームページをご確認ください。

● 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(市民税課(本庁舎2階))

● 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える) (関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1))

☎050・5540・2029
● 軽自動車(三輪・四輪) (軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所(三芳町北永井360-3) ☎050・3816・3111)

事業所税の申告を忘れずに

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積が1000㎡を超える場合、または市内の事業所の従業員数が100人を超える場合は、申告納税が必要です。

なお、床面積が800㎡を超え1000㎡以下の場合、または市内にある事業所の従業員数が80人を超え100人以下の場合は課税されませんが、申告の必要があります。

また、事業所用家屋の貸し付けをしている方は「事業所用家屋貸付(異動)申告書」の提出をお願いします。

国民年金受給者・加入者が亡くなったら

市民課 ☎224・5764

手続きごとに受付場所が異なります。市民課(本庁舎1階)・日本年金機構ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)にお尋ねください。
■ 国民年金を受給している方が亡くなった場合

「国民年金受給権者死亡届」の提出が必要です。また、死亡月までの年金の未支給分は、受給者と生計を同じくしていた遺族に支給されます。「未支給年金(保険給付)請求書」

を提出してください。未支給年金を受け取れるのは、3親等内の親族です。

国民年金の加入者が亡くなった場合

■ 遺族基礎年金が支給される場合

要件：老齢基礎年金の受給資格期間(原則25年)を満たした方、または保険料納付要件(被保険者期間の3分の2以上)を満たした方が死亡した場合

対象：要件を満たす方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

支給期間：子が18歳に達する年度末まで

■ 寡婦年金が支給される場合

要件：第1号被保険者としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある夫が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす夫と10年以上婚姻期間があった妻

支給期間：妻が60歳から65歳になるまでの最長5年間

■ 死亡一時金が支給される場合

要件：第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす方と生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)

やってみませんか？ 集団回収

資源循環推進課 ☎239-6267

■集団回収説明会を実施します

集団回収を実施している団体や、これから始めてみたいと考えている団体は、説明会にお越しください。なお、現在登録している団体には、事前に代表者へ通知しました。当日直接会場。

日時…3月12日(土)、午前9時～▶午前11時～
▶午後2時～

会場…つばさ館

■集団回収事業報償金の申請受け付け

1月1日から3月31日までに実施した、集団回収実績に対する報償金申請を受け付けます。

受付期間…4月1日(金)～14日(木)

受付場所…資源循環推進課(つばさ館1階)

提出書類…集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書



■集団回収優良団体を表彰しました

1月29日、平成27年度集団回収優良団体表彰式が行われ、川合善明市長から感謝状と記念品が贈られました。

今年度の受賞団体は、新宿町1丁目子供育成会、木野目第2育成会、藤原町子供会、岸町2丁目自治会、砂新田下自治会、福原中PTA、オリオン、霞ヶ関東中PTAの8団体です。

集団回収を継続していくことで、ごみの減量・資源化が図られるだけでなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。今後も、市民の皆さんのご協力をお願いします。

土壌改良材「肥え土」の配布について

資源循環推進課 ☎239-5053

「肥え土」は、市内のせんてい枝などを粉砕・発酵・熟成させた土壌改良材で、園芸などに使えます。4～6月の配布についてお知らせします。市内在住の方が対象です。

申し込み…ハガキまたは、つばさ館に備え付けの専用用紙(1世帯1枚/月)に住所・氏名・ふりがな・電話番号・配布希望日(1日のみ。記入のないものは無効)・希望配布量(小口=150kgまで、大口=300kgまで)・運搬車両の種類を明記し、各申込期間中に☎350-0815 鯨井782-3・資源循環推進課
*当選者のみに配布決定通知を送付します。受け取りには申請者本人がお越しください。

配布方法…小口=自身で袋詰めし積み込み、大口=重機による積み込み

*バイクや自転車での受け取りはできません。

持ち物…配布決定通知、運転免許証などの本人確認ができるもの、「肥え土」を持ち帰る袋や容器等

配布月		4月	5月	6月
配布予定日	小口 (乗用車・軽自動車で可)	1日(金)	6日(金)	1日(水)
		5日(火)	10日(火)	2日(木)
		6日(水)	11日(水)	3日(金)
		7日(木)	12日(木)	7日(火)
	大口 (2t車までのトラック・軽トラックで可)	8日(金)	13日(金)	8日(水)
		12日(火)	17日(火)	9日(木)
		13日(水)	18日(水)	10日(金)
		14日(木)	19日(木)	14日(火)
受付時間		午前9時～11時30分		
配布場所		資源化センター内草木類資源化施設		
申込期間(末日は必着)		2月13日(土)～3月15日(火)	3月16日(水)～4月13日(水)	4月14日(木)～5月13日(金)

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●今年の「ごみゼロ運動」は5月29日(日)、10月30日(日)です 資源循環推進課 ☎239-6267

●訂正 2月10日発行の広報川越No.1360・6ページ「ウエスタ川越の講座」文化芸術振興課 ☎224-6157

表中の開催回数に誤りがありました。正しい回数については、ウエスタ川越 ☎249-3777にお問い合わせください。ご迷惑をお掛けしました。